# 総務消防常任委員会会議録

１　日　　時　　令和７年３月５日（水）
　　午前９時５９分～午前１０時４２分

２　場　　所　　議員協議会室

３　出席委員　　委員長　菊地　忍　　副委員長　二階堂　充
　　委　員　寺嶋雅子　　委　員　大久保主計
　　委　員　吉田　良　　委　員　郷内良治
　　委　員　大泉徳子

４　欠席委員　　なし

５　説明のため出席をした者の職氏名

| | |
|---|---|
| 総務部長 | 桜井淳一 |
| 企画部長 | 小平英俊 |
| 総務課長 | 仙石麻里子 |
| 税務課長 | 尾形　充 |
| 政策企画課長 | 針生大輔 |
| 総務部企画員兼総務課長補佐 | 佐藤正博 |
| 税務課長補佐 | 太田英男 |
| 政策企画課長補佐兼秘書係長 | 森口能光 |
| 総務課主幹兼職員係長 | 早川郁恵 |
| 総務課主幹兼総務係長 | 橋本昌大 |
| 総務課主幹兼情報統計係長 | 大宮　正 |
| 税務課主幹兼市民税係長 | 佐々木裕美 |

| | | |
|---|---|---|
| | 税務課主幹兼固定資産税係長 | 島田　康太郎 |
| | ＜消防本部＞ | |
| | 消防長 | 星　有二 |
| | 総務課長 | 小関　寿伸 |
| | 総務課長補佐 | 塚原　裕彦 |
| | 総務課主幹兼総務係長 | 佐藤　大和 |
| 6　事務局職員 | 事務局長 | 綱川　宏一 |
| | 主幹兼議事調査係長 | 若林　潤 |
| | 主査 | 石田　ゆい |

7　付議事件

（1）　議案第１４号　名取市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（2）　議案第１５号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（3）　議案第１６号　名取市市税条例及び名取市都市計画税条例の一部を改正する条例

午前９時５９分　開会

○委員長（菊地　忍）　出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、総務部長、企画部長、消防長及び担当課長等の出席を求めておりますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第14号　名取市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。吉田　良委員。

○委員（吉田　良）　まず、第９条第２項ないし第４項、第５項の扶養手当の部分です。配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当は月額１人につき１万円を１万3,000円に増額するということです。こちらについて、本市の職員の方々にももちろん該当する方がたくさんいらっしゃると思いますが、実際の全体の影響額をどのように見込まれているのかお伺いいたします。

○委員長（菊地　忍）　答弁、職員係長。

○総務課職員係長（早川郁恵）　令和６年11月、当初予算の時点と同じように、人数と年齢で試算しておりますが、令和７年度については年額235万8,000円の増額、令和８年度については年額537万6,000円の増額となると捉えております。

○委員長（菊地　忍）　吉田　良委員。

○委員（吉田　良）　その増額というのは、皆さん子宝に恵まれているから増額になる方が多いという理解でよろしいですか。

○委員長（菊地　忍）　答弁、職員係長。

○総務課職員係長（早川郁恵）　委員お見込みのとおりです。

○委員長（菊地　忍）　ほかにありませんか。大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子）　議案書９ページの第15条の４のところでお尋ねいたします。介護両立支援制度ですが、兄弟、父母や子、配偶者兄弟が該当するという御説明はいただいているところです。介護認定に関することが関わってきますが、介護認定は要介護１から５という段階が設定されております。その段階は何か関係するのかどうかお尋ねします。

○委員長（菊地　忍）　答弁、職員係長。

○総務課職員係長（早川郁恵）　基本的には要介護認定を受けていらっしゃる方であれば、要件を満たしていると判断しております。

○委員長（菊地　忍）　大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子）　（１）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施とありますが、両立のための全体の研修の内容は、この制度を利用するための研修なのか。もしくは、これは職場全体が支える仕組みがなくてはいけないことだと思うのですが、そのサポートをする職員全体に関わることなのか。またこれは、消防職員に関しても同じ内容の研修になるのかお尋ねいたします。

○委員長（菊地　忍）　答弁、職員係長。

○総務課職員係長（早川郁恵）　研修の対象ですが、その制度が円滑に行われるようにするため、消防職員も含めた全職員が対象となります。

○委員長（菊地　忍）　ほかにありませんか。吉田　良委員。

○委員（吉田　良）　先ほどの扶養手当について、全体として増額となるという御説明はありましたが、職員の方それぞれ家族構成が違うわけです。増額になる方と減額になる方がいらっしゃると思うのですが、そちらについてもし捉えていればお伺いいたします。

○委員長（菊地　忍）　答弁、職員係長。

○総務課職員係長（早川郁恵）　増額になる職員数については、154人と捉えております。減額になる職員数については、72人と捉えております。

○委員長（菊地　忍）　吉田　良委員。

○委員（吉田　良）　何もしていないのに給料が減額されてしまうというのは、それなりに残念なことですので、そうした部分、何かしら経過措置か何かで埋められるものはないのでしょうか。この扶養手当の部分だけで、結局増減してしまうということでしょうか。

○委員長（菊地　忍）　答弁、職員係長。
○総務課職員係長（早川郁恵）　議案第14号資料３ページの附則第４項に当たるところですが、まず本則で配偶者に係る扶養手当月額6,500円を廃止して、子に係る扶養手当を月額１万円から月額１万3,000円に改めます。段階的に令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間においては、配偶者に係る扶養手当の月額は3,000円、子供に係る扶養手当の月額は１人につき１万1,500円とするものです。
○委員長（菊地　忍）　ほかにありませんか。寺嶋雅子委員。
○委員（寺嶋雅子）　第10条の２及び第10条の３、地域手当の部分です。地域手当区分が変更されて、支給がなくなったということで、激変緩和措置をされるということですが、地域手当を根拠にして、何かほかの手当などで影響があるものがあるかどうかをお知らせください。
○委員長（菊地　忍）　答弁、職員係長。
○総務課職員係長（早川郁恵）　地域手当が影響しているものになりますが、期末手当、勤勉手当、共済負担金、社保負担金、会計年度任用職員の報酬になっております。
○委員長（菊地　忍）　寺嶋雅子委員。
○委員（寺嶋雅子）　それだけ手当に影響があるということで、そこも減額されていくのかなと考えられますが、影響額をお知らせください。
○委員長（菊地　忍）　答弁、職員係長。
○総務課職員係長（早川郁恵）　令和７年度当初予算ベースで試算しておりますが、地域手当の３％分と跳ね返り分も含めまして、１億3,434万2,000円と捉えております。
○委員長（菊地　忍）　ほかにありませんか。二階堂　充委員。
○委員（二階堂　充）　議案資料３ページの附則第４項について、激変緩和措置で、配偶者に係る扶養手当が廃止の前に前段として月額3,000円で、子供に係る扶養手当は増えますが、１万1,500円ということで、中間を取ってということで措置されているのですが、この金額を算定した根拠についてお伺いいたします。
○委員長（菊地　忍）　答弁、職員係長。

○総務課職員係長（早川郁恵）　国家公務員の手当に準拠して改正しております。
○委員長（菊地　忍）　二階堂　充委員。
○委員（二階堂　充）　これで増えるほうに関しては、多少はいいと思うのですが、なくなるほうに該当する職員の方の理解というか、説明をするような機会とかは考えていらっしゃいますか。
○委員長（菊地　忍）　答弁、職員係長。
○総務課職員係長（早川郁恵）　労働組合と交渉して、そちらについては妥結しております。また、対象となる職員については、通知もしたいと思っております。
○委員長（菊地　忍）　ほかにありませんか。吉田　良委員。
○委員（吉田　良）　先ほど御答弁いただいた扶養手当の令和７年度の影響額は、この附則第４項に基づいての額と人数ということでよかったですか。
○委員長（菊地　忍）　答弁、職員係長。
○総務課職員係長（早川郁恵）　委員お見込みのとおりです。
○委員長（菊地　忍）　ほかにありませんか。大泉徳子委員。
○委員（大泉徳子）　もう一度、第15条の４のところでお尋ねします。議案書10ページの内容のところに（３）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置とあります。勤務環境の整備ということはどのようなことが考えられるのか、お尋ねいたします。
○委員長（菊地　忍）　答弁、職員係長。
○総務課職員係長（早川郁恵）　こちらについては、関係するリーフレット等の資料を職員ポータルの掲示板に掲載して、介護両立支援制度等の利用に関する事例の提供を行う予定で考えております。
○委員長（菊地　忍）　大泉徳子委員。
○委員（大泉徳子）　そうすると、まずは周知から始まるということなのでしょうか。
　この法改正に伴い、例えば国ではテレワークの推進などということも掲げられているようですが、そういったことにはまだ着手しないというか、第七次名取市行財政改革大綱の実施計画の中にもテレワークということが盛り込まれて

はおりますが、そういった観点からも、今後どのような整備がなされるのか、今何か計画されていることなどがあれば、お尋ねいたします。
○委員長（菊地　忍）　答弁、職員係長。
○総務課職員係長（早川郁恵）　テレワークについてですが、令和７年度中に本格実施するかどうかを検討して、結論を出していきたいと思っております。
○委員長（菊地　忍）　暫時休憩いたします。
午前１０時１４分　休憩

---

午前１０時１６分　再開
○委員長（菊地　忍）　再開いたします。
改めて、答弁、職員係長。
○総務課職員係長（早川郁恵）　改めて、答弁いたします。
国からは、先ほども申し上げましたが、職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供、あと職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知を行うように示されております。本市としては、職員ポータル等でそちらを周知していきたいと思っています。
具体的には、先ほど申し上げましたが、テレワークも実施するかどうかということで、実施の方向で、令和７年度中に検討していきたいとは思っております。
○委員長（菊地　忍）　ほかにありませんか。吉田　良委員。
○委員（吉田　良）　第10条の５の通勤手当の変更のところでお伺いいたします。本会議でも幾つか質疑させていただきましたが、まず新幹線を使うケースです。今すぐにそれを使う人が出てくるということではないと思いますが、将来的にそういうケースが出た場合、やはり定期券という形になっていくのか。その定期券というのも、ずっと長く新幹線を使うとは限らないので、親の介護とか、いろいろ想定されるケースがあると言いましたけれども、定期券というのは１か月から最大で６か月あります。期間というのはどのぐらいで定期券の使用を認めるということになってくるのでしょうか。
○委員長（菊地　忍）　答弁、職員係長。

○総務課職員係長（早川郁恵）　定期券は、最大６か月で計算していきますが、６か月買えない区間とかもあったりするので、そのときは３か月だったりというところで考えております。
○委員長（菊地　忍）　吉田　良委員。
○委員（吉田　良）　それを決めるのは本人なのか、それとも人事なのか。定期券を使う期間というのが、１か月以内に終わるのか、それとも長引くのかというのが、なかなか予想できない場合に、申請に基づいて全部出してしまうのか。あるいはどこかで区切っていくのか。長い期間のほうが、その分割引になると思うので、そこら辺をどのように考えているのかをお伺いしています。
○委員長（菊地　忍）　答弁、職員係長。
○総務課職員係長（早川郁恵）　基本的には、通勤届が出てきて、６か月定期であれば６か月ということで認定はするのですが、そういう事情が事前に分かっているときについては、職員と相談をして、そこの金額については試算して支給したいと思っております。
○委員長（菊地　忍）　ほかにありませんか。寺嶋雅子委員。
○委員（寺嶋雅子）　議案書９ページ、第３条関係、勤務時間に関するところです。名取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第８条の３における、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の部分になります。対象となる子の年齢要件の引上げによるマンパワー不足が起こるかなと思いますが、その時間数の影響などを教えてください。
○委員長（菊地　忍）　答弁、総務課長補佐。
○総務課長補佐（佐藤正博）　今回の改正については、時間外勤務の免除のところになりますので、特段影響というか、今でも実際この申請はしていない方でも、育児とかをされている方については、なるべく時間外勤務等をしないように配慮を行っているところです。
○委員長（菊地　忍）　寺嶋雅子委員。
○委員（寺嶋雅子）　大変すばらしいことだなと思います。もちろんこの制度があるということで、例えばですけれども、職場の雰囲気を気にしたりとかして申請を控えることがあるとよくないなと思って、質疑させていただいたところです。そういった面で、同じ部署に勤める職員に対してフォローなどを行う

予定があるかどうかをお聞かせください。
○委員長（菊地　忍）　答弁、総務課長補佐。
○総務課長補佐（佐藤正博）　確かに、そういった方への配慮を行うのは当然だと思いますが、あとは所属の中で、全体でそういったカバーをしていける環境づくりに努めたいと考えております。
○委員長（菊地　忍）　ほかにありませんか。大久保主計委員。
○委員（大久保主計）　議案書６ページの別表１になります。私も以前はこういうものを頂いていた経験があります。数字が細かく分かれていますが、そもそもこれはどこで協議、検討して、こういう表を作成、改定しているのか。根拠といいますか、その辺を教えていただければと思います。
○委員長（菊地　忍）　答弁、総務課長補佐。
○総務課長補佐（佐藤正博）　基本的には、人事院勧告や国家公務員の給与改正に基づいて改正を行っているところです。
○委員長（菊地　忍）　大久保主計委員。
○委員（大久保主計）　今回は３級以上の初号の給料月額を引き上げるという説明が資料にもあります。今回数字を引き上げているわけですが、その辺の留意したところはどこになるでしょうか。金額の上げ幅が多分、号俸で違うと思うのですが、今回の改正の特徴的なところについて教えてください。
○委員長（菊地　忍）　答弁、総務課長補佐。
○総務課長補佐（佐藤正博）　国全体で賃金がアップしていますので、職員全体でも上がってはいるのですが、やはり初任給を含めて若手中心にアップ率が高い状況になっております。
○委員長（菊地　忍）　ほかにありませんか。大久保主計委員。
○委員（大久保主計）　議案書６ページの別表第１で、国に準じて改正を行っているわけですが、その辺、近隣市とのバランスというのはどのように捉えているのか教えてください。
○委員長（菊地　忍）　答弁、総務課長補佐。
○総務課長補佐（佐藤正博）　県や仙台市は、独自の人事委員会をお持ちですので、そちらは独自で給料表を作成しておりますが、ほかの自治体については、給料表は基本的に国に準拠して作成されているものと捉えております。そ

のため、差はないものと捉えているところです。
○委員長（菊地　忍）　ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長（菊地　忍）　ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
　これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長（菊地　忍）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
　これより議案第14号　名取市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。
　本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○委員長（菊地　忍）　起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
　次に、議案第15号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。
　これより質疑を行います。質疑はありませんか。吉田　良委員。
○委員（吉田　良）　議案資料によると、禁錮と懲役が、拘禁刑になるということです。大変不勉強なのですが、拘禁刑とはどういう定義のものをいうのか、教えていただければと思います。
○委員長（菊地　忍）　答弁、総務係長。
○総務課総務係長（橋本昌大）　拘禁刑について説明させていただきます。
　これまで禁錮と懲役というものの規定があったのですが、今回、それを合わせて一つとして、拘禁刑ということで改正されたものです。
○委員長（菊地　忍）　吉田　良委員。
○委員（吉田　良）　本市の条例で、禁錮あるいは懲役という文言があるのは、この４つの条例のみということですよね。それ以外はないということで、見逃しがなければいいのですが。条例以外にも、例えば規則の中にも恐らくあると思うのですが、規則の中でこれまで禁錮、懲役という文言があったのか。

もしあれば、今後それを内部でいつ頃にかけて改正していく考えなのか、お伺いします。

○委員長（菊地　忍）　答弁、総務係長。

○総務課総務係長（橋本昌大）　規則等にも同じような文言があると捉えておりまして、同じように令和７年６月１日施行よりも前に、改正を行っていきたいと考えているところです。

○委員長（菊地　忍）　ほかにありませんか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計）　拘禁刑についてお聞きします。今回そういう意味で一本化されたということですが、第１条にある名取市職員の給与に関する条例の第18条関係は期末手当のことが書かれていて、第18条の２では支給しない、第18条の３では一時差止めという内容になっています。名取市職員の給与に関する条例第18条、いわゆる期末手当だけなのですが、そのほかの例えば給与とか、ほかの手当について、この拘禁刑等の影響というのはないということでよろしいのですか。期末手当だけが拘禁刑の規定を設けているわけですが、給与なり、ほかの手当についてはないということは、仮に勾留されてから拘禁刑が確定するまでの間は、給与とかももらえるという理解でよろしいのですか。その辺の、第18条だけに拘禁刑の規定があるというのは、どういった意味なのでしょうか。

○委員長（菊地　忍）　答弁、総務部長。

○総務部長（桜井淳一）　原則は第18条で支給しますが、ただいま御指摘の第18条の２については、第18条の期末手当に関する規定の例外ということの取扱いで、各号列記されており、懲戒免職された方、失職された方、そして禁錮以上の刑に処せられた方等については、例外的に支給しないという規定になっております。

　もう一つ、勤勉手当については第19条で規定されておりますが、第19条第５項で、前２条の規定は勤勉手当の支給についても準用するということで、同様に原則は支給することとしておりますが、懲戒免職の処分を受けた方、失職した方、禁錮以上の刑に処せられた方については支給しないという例外規定を準用しているところです。

○委員長（菊地　忍）　大久保主計委員。

○委員（大久保主計）　そうすると、勤勉手当、期末手当以外の例えば給与については支給するという理解になるのでしょうか。先ほどの条例の中での通勤手当とか、そういうものがありますよね。そういう場合に、刑が確定すればそれなりの処分を受けるのですが、勾留されてから刑が確定するまでの間のときは、どのような対応になるのかというところが分からないのですが。

○委員長（菊地　忍）　暫時休憩いたします。

午前１０時３２分　休憩

---

午前１０時３９分　再開

○委員長（菊地　忍）　再開いたします。

答弁、総務部長。

○総務部長（桜井淳一）　ただいまの職員が禁錮以上の刑に処せられた場合の給与の取扱いになりますが、仮に職員が禁錮以上の刑に処せられるとなると、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する可能性があります。もう職員としていられないとなりますと、失職になりますので、それ以降については給与が支給されなくなります。ただ、月の途中でそういうことになった場合、例えばその月の10日までは勤務をしていたということになれば、その10日分までについては原則の金額から名取市職員の給与に関する条例第12条の給与の減額についてここでは適用され、その分が減額されて支給されるものと捉えているところです。

○委員長（菊地　忍）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地　忍）　ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地　忍）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（菊地　忍）　起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号　名取市市税条例及び名取市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地　忍）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地　忍）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号　名取市市税条例及び名取市都市計画税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（菊地　忍）　起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第14号、議案第15号及び議案第16号の３か件に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地　忍）　御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前１０時４２分　散会

令和７年３月５日

総務消防常任委員会

委員長　菊地　忍